【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年９月15日
【会社名】	株式会社筑波銀行
【英訳名】	Tsukuba Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 木 村 興 三
【本店の所在の場所】	茨城県土浦市中央二丁目11番７号
【電話番号】	土浦(029)821局8111（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員総合企画部長 木 城　洋
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東二丁目９番４号 株式会社筑波銀行東京支店
【電話番号】	東京(03)3835局6031（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長 杉 山　勉
【縦覧に供する場所】	株式会社筑波銀行つくば営業部 （茨城県つくば市竹園一丁目７番） 株式会社筑波銀行東京支店 （東京都台東区台東二丁目９番４号） 株式会社筑波銀行松戸支店 （千葉県松戸市北松戸二丁目１番４号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）つくば営業部は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【提出理由】

当銀行は、平成23年９月15日開催の取締役会において、当銀行第四種優先株式の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項および同条第２項第２号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

Ⅰ．第四種優先株式発行要項

１．株式の種類および銘柄

（1）種類および銘柄

株式会社筑波銀行第四種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）（以下「第四種優先株式」という。）

（2）第四種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質

イ．　第四種優先株式には、当銀行普通株式を対価とする取得請求権が付与される。第四種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当銀行の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当銀行の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当銀行普通株式の数は増加する場合がある。

ロ．　第四種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた第四種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記のとおり毎月１回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月第３金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第３金曜日までの直近の５連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正される。

ハ．上記の取得価額は、172円を下限とする。

ニ．　第四種優先株式には、当銀行が、平成33年10月１日以降、一定の条件を満たす場合に、当銀行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価として第四種優先株式の全部または一部を取得することができる取得条項が付されている。

上記イ．乃至ニ．の詳細は、下記第13項および第14項参照。

２．発行数

70,000,000株

３．発行価格および発行価額の総額

発行価格は１株につき金500円（発行価額の総額金35,000,000,000円）

４．増加する資本金の額

１株につき金250円（総額金17,500,000,000円）

５．増加する資本準備金の額

１株につき金250円（総額金17,500,000,000円）

６．発行方法

第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に第四種優先株式の全株を割り当てる。

７．申込期日

平成23年９月30日

８．新規発行年月日（払込期日）

平成23年９月30日

９．第四種優先期末配当金

（1）第四種優先期末配当金

当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「第四種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り上げる。）の期末配当金（以下「第四種優先期末配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第10項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

（2）第四種優先配当年率

平成24年３月31日に終了する事業年度に係る第四種優先配当年率

第四種優先配当年率＝初年度第四種優先期末配当金÷第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第四種優先期末配当金」とは、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、第四種優先株式の発行決議日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成24年３月31日までの実日数である184を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切上げる。）とする。

平成24年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当年率

第四種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年７月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または８％のうちいずれか低い方（以下「第四種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、４月１日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. 第四種優先中間配当金

当銀行は、定款第46条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先期末配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「第四種優先中間配当金」という。）を支払う。

11. 残余財産

（1）残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式１株につき、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

（2）非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

（3）経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式１株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(ⅰ)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(ａ)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(ｂ)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ⅱ)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することのできる期間

平成24年７月１日から平成43年９月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は172円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ．第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（ⅰ） 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（ⅱ） 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

（ⅲ） 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(ⅲ)、下記(ⅳ)および(ⅴ)ならびに下記ハ.(ⅳ)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（iv） 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は１とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (ⅰ) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

(ⅱ) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第２文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切捨てる。）を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第15項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番４号
日本証券代行株式会社

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月１日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第13項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式１株につき、第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

（2）一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

（1）分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

（2）株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 優先順位

第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

19. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

Ⅱ．その他株式の内容等

１．単元株式数

100株

（なお、当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式について100株である。）

２．種類株主総会の決議

当銀行は、会社法第322条第１項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

３．議決権の有無およびその理由

当銀行は、第四種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当銀行における標準となる株式であるが、第四種優先株式を有する株主は、上記Ⅰ．第12項に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、第四種優先株式を剰余金の配当や残余財産の分配について優先的内容を有する代わりに議決権制限株式としたことによるものである。

Ⅲ．手取金の総額ならびに使途ごとの内容、金額および支出予定時期

１．手取金の額

発行総額	35,000,000,000円
発行諸費用概算額	40,000,000円
差引手取概算額	34,960,000,000円

２．手取金の使途および支出予定時期

金融仲介機能の強化による地域の中小企業等のお客さまへの円滑な資金供給と各種サービスの向上のために随時活用する。

Ⅳ．当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

Ⅴ．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

１．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（第四種優先株式）の発行により資金を調達しようとする理由

当銀行は、この度の東日本大震災において被災されたお客さまや間接的に損害を被ったお客さまに対して十分な金融仲介機能を果たし、震災復興に向けた取組みに対する支援を積極的に行なっていくため、及び今後の有事に備えた万全な自己資本態勢を早急に整えるため、複数の資金調達手法を慎重に検討した結果、資本性の高さ、資本コストおよび必要額の確実な調達といった観点から第四種優先株式の発行が現時点において最善の手段であると判断した。第四種優先株式が普通株式に転換された場合には株式の希薄化が生じることとなるものの、当銀行としては、第四種優先株式の引受けに係る申込みにあたり策定した経営強化計画における返済財源確保のための方策を着実に実践し、第四種優先株式の返済を進めていくことで、普通株式への転換を極力回避したいと考えている。

２．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（第四種優先株式）に表示された権利の行使に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容

該当事項なし。

３．当銀行の株券の売買に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容

該当事項なし。

VI. 第三者割当の場合の特記事項

1．割当予定先の状況

割当予定先の名称		株式会社整理回収機構
払込金額		35,000,000,000円
割当予定先の内容	住所（本店の所在地）	東京都中野区本町二丁目46番１号 中野坂上サンブライトツイン
	代表者の役職および氏名	代表取締役社長 上田 廣一
	資本金の額	212,000百万円
	事業の内容	貸付債権等の買取りならびにその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け・金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け・信託受益権等の買取り等
	株主および持株比率	預金保険機構 100%
当銀行との関係	出資関係	該当事項なし
	取引関係等	預金取引および融資取引
	人的関係等	該当事項なし
割当予定先の選定理由		金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、協定銀行である株式会社整理回収機構に対して第四種優先株式を割り当てます。
割当てようとする第四種優先株式の数		70,000,000株
株券等の保有方針		割当予定先が第四種優先株式を普通株式に転換して市場売却等を行う場合は、預金保険機構において、当該処分が、方法および規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないか等の観点から審査することとされている。また、割当予定先により、ヘッジを目的とした株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はない。
払込みに関する資金等の状況		第四種優先株式の発行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づくものであり、また、割当予定先は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社であるため、本件による払込みは確実に行われるものと判断している。
割当予定先の実態		割当予定先は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社である。また、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が特定団体等とは一切関係がないことをヒアリング等を通じて確認している。

2．株券等の譲渡制限

該当事項なし。

３．発行条件に関する事項

当銀行は、第四種優先株式の優先配当率、優先株主が負担することとなるクレジット・コストおよび普通株式を対価とする取得請求権等の第四種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また当銀行の置かれた事業環境および財務状況を総合的に勘案の上、第四種優先株式の発行条件および払込金額を決定しており、当銀行としては、公正な水準であると判断している。なお、第四種優先株式の価値の算定については、公正性を期すため、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社より三項格子モデルを用いて第四種優先株式の理論価値を算定する価値算定書を取得している。

なお、当銀行監査役５名全員は、第四種優先株式の価値および価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また外部専門家より取得している価値算定書及び法律事務所の意見書を確認した上で、払込金額が割当先に特に有利ではなく適法である旨の意見を表明している。

４．大規模な第三者割当に関する事項

第四種優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であり、第四種優先株式の全てが普通株式に転換された場合の希薄化率（割当前の発行済株式に係る総議決権821,800個に対する、発行株式（下限取得価額172円における潜在株式）に係る議決権数の比率）は、247.61%となる。

５．第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町２丁目46番１号	0	0.00%	203,488,372	71.23%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番11号	9,127,600	11.01%	9,127,600	3.20%
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園１丁目７番	2,306,442	2.78%	2,306,442	0.81%
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の１	1,344,370	1.62%	1,344,370	0.47%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内１丁目３番３号	900,000	1.08%	900,000	0.32%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11番３号	774,700	0.93%	774,700	0.27%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口他）	東京都中央区晴海１丁目８番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＺ棟	754,100	0.90%	754,100	0.26%
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿１丁目26番１号	731,640	0.88%	731,640	0.26%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013,USA (東京都品川区東品川２丁目３番14号)	678,567	0.81%	678,567	0.24%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505211 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島４丁目16番13号)	600,000	0.72%	600,000	0.21%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿１丁目28番１号	587,497	0.70%	587,497	0.21%
計	－	17,804,916	21.47%	221,293,288	77.46%

（注）１ 所有株式数および総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成23年３月31日現在の数字を記載している。

２ 割当後の所有株式数および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出に当たっては、下限取得価額172円により全ての第四種優先株式の取得請求権が行使された場合において交付される普通株式数（203,488,372株）および議決権数（2,034,883個）を基準として算出している。

６．大規模な第三者割当の必要性

当銀行は、この度の東日本大震災において被災されたお客さまや間接的に損害を被ったお客さまに対して十分な金融仲介機能を果たし、震災復興に向けた取組みに対する支援を積極的に行なっていくため、及び今後の有事に備えた万全な自己資本態勢を早急に整えるため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、割当予定先に対する第四種優先株式の第三者割当の方法による国の資本参加を申請した。当銀行としては、第四種優先株式の引受けに係る申込みにあたり策定した経営強化計画における返済財源確保のための方策を着実に実践し、第四種優先株式の返済を進めていくことで、普通株式への転換を極力回避したいと考えている。

当銀行取締役会は、経営陣から一定程度独立した者として当銀行社外監査役に本件第三者割当に関する諮問を行った。当銀行社外監査役３名全員は、本件資金調達の必要性および他の資金調達手段との比較での相当性の観点から本件第三者割当が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要なものであり、また第四種優先株式の商品性に関しては、第四種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること等から妥当であるとの意見を表明している。当銀行取締役会は、当該社外監査役の意見を尊重した上で本件第三者割当を決議することとした。

７．株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項なし。

８．その他参考になる事項

該当事項なし。

Ⅶ．その他の事項

１．引受人の名称に準ずる事項

該当事項なし。

２．募集を行う地域に準ずる事項

日本国内。

３．金融商品取引法施行令第１条の７に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし。

４．提出日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	普通株式	82,553,721株
	第二種優先株式	709,500株
	計	83,263,221株
資本金の額		31,368百万円

以 上